

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正 (自然保護課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧(二件) (農村振興課) 二
- 保安林の指定の解除(二件) (森林整備課) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 四
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 四

告 示

○宮城県告示第八十八号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 飯子浜地区(女川町飯子浜字飯子浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
第十一条第四項第四号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル

○宮城県告示第八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二五	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三六	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋二七	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
登米整形外科・外科医院	丸森町字千刈場七	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日

石卷市立牡鹿病院	石卷市鮎川浜清崎山七	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二七八	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
徳永整形外科病院	大崎市古川北町二丁目五十一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三十一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
猪苗代病院	気仙沼市南町二丁目三十七	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
気仙沼市立病院	気仙沼市田中一八四	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
宮城利府掖済会病院	利府町森郷字新太子堂五一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
平田外科医院	山元町山寺字石田二二三	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
赤石病院	塩竈市花立町二二四二	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
塩竈市立病院	塩竈市香津町七一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
坂総合病院	塩竈市錦町一六一五	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
広南病院	仙台市太白区長町南四丁目二十一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町二丁目四三三	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
仙台市立病院	仙台市若林区清水小路三一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
中嶋病院	仙台市宮城野区大槻一五二七	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目二二一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
安田病院	仙台市宮城野区小田原二丁目二四十四	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目八八	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町一一	平成二十六年二月一日	平成二十九年一月三十一日

○宮城県告示第九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年一月十六日次の者を指定した。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
井上 晋吉	内 科	石巻港湾病院	石巻市門脇町一丁目二番二十一号
渡邊 亮	眼 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
加藤 健吾	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
菊地 俊晶	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
富田 兼次	内 科	石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一番地
野口三太郎	眼 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
山内 大輔	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
中目亜矢子	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
狩野研次郎	外科・内科	石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一番地

○宮城県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、宮城牡鹿地区土地改

良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年三月五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市役所牡鹿総合支所

○宮城県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営一俣南地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年三月五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市役所河北総合支所

○宮城県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一（一）解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町坂元字浜一の四一・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（三）解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二（一）解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町坂元字浜一の四一・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

公衆の保健

（三）解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一（一）解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町山寺字須賀一の一五・一の一八一・高瀬字浜砂一の八から一の一〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（三）解除の理由

海岸保全施設用地とするため
 解除予定保安林の所在場所

(一) 巨理郡山元町山寺字須賀一の一五・一の一八一・高瀬字浜砂一の八から一の一〇まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
 公衆の保健

(三) 解除の理由
 海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年一月二十二日

二 商号又は名称等

株式会社 パスココン ストラクシ ョン株式 会社	大崎市古川 福浦二丁目 一三三六	一般二十 一万八千 五	一部廃業 一般建設 土木事業	平成二 十五年 十二月 二十六 日
飛鳥東北株式 会社 阿部 和成	名取市高館熊野堂字飛 鳥四十七二	一般二十 三	一部廃業 一般建設 土木事業 とび・土工 事業 塗装工事 業	平成二 十五年 十二月 二十七 日
株式会社ト ーホ ク宣広 戸田 直之	仙台市宮城野区扇町一 丁目五一七	一般二十 三 第七千 百二十 五号	全部廃業 鋼構造物 内装仕上 工事業	平成二 十五年 十二月 十八日
株式会社ヒ ジリ 建設 庄子 佳奈	仙台市青葉区落合五丁 目十五一三三八	一般二十 二 第六千 三百九 十四号	一部廃業 一般建設 土木事業 とび・土工 事業 管工事業	平成二 十五年 十二月 二十五 日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日

庭野 美枝子

とび・土工事業
 石工事業
 鋼構造物工事業
 鉄筋工事業
 ほ装工事業
 しゅんせつ工事業
 板金工事業
 ガラス工事業
 塗装工事業
 防水工事業
 熱絶縁工事業
 建具工事業
 水道施設工事業

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市渡波字花立山一番九地先から 同市渡波字大浜九番一八地先まで	前A 後A	九・〇 六九・〇	一、七三二・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
	後B	九・〇 八三・〇	一、七三二・〇	
		一三・〇 九三・〇	一、二〇〇・〇	

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年二月四日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
- 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一三三三五)へ平成二十六年二月二十八日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班(担当 渡辺繭子 電話〇二二二二二一三三三三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十六年二月二十八日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年二月二十四日(月)まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月六日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十六年三月十八日(火) 午後五時(郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十六年三月十九日(水) 午前十一時

宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum chloride (Unit-price contract)

2 Period of Supply : April 1, 2014 to March 31, 2015

3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nanbuyama Water Purification Plant

4 Deadline for Bid : March 18, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Mayuko Watanabe, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3413